

第200回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 第3期横浜市国民健康保険保健事業実施計画及び第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定のためのアンケート調査について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(2) 外国人の就学状況の調査に係る対象者名簿の管理及び調査委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(3) 個人情報漏えい事故の公表範囲について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>ア 高齢者のICT利活用支援事業</p> <p>イ 災害時要電源障害児者等登録制度</p> <p>ウ 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>eラーニングによる食品衛生講習会</p> <p>(3) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告</p> <p>高齢者のICT利活用支援事業</p> <p>(4) 既存の電話受付業務委託における通話録音の追加委託についての報告</p> <p>横浜市新型コロナウイルスワクチン接種事業の自動応答システム活用に向けた共同実証実験</p> <p>(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書(7件)</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿変更届出書(3件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告(令和4年5月20日から同年6月22日まで)</p> <p>(2) 令和4年度 第三者評価委員会の活動方針について</p> <p>(3) 令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告に対する措置結果の報告について</p> <p>(4) 個人情報保護条例における罰則規定について</p>
<p>日 時</p>	<p>令和4年6月29日(水) 午後2時から午後4時まで</p>
<p>開催場所</p>	<p>市庁舎18階共用会議室 みなと6・7</p>
<p>出席者</p>	<p>中村委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、永井委員、三品委員、吉田委員(全員WEB会議により参加)</p>
<p>欠席者</p>	<p>板垣委員、鈴木委員</p>
<p>開催形態</p>	<p>一部非公開(傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)から(3)までについて、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
<p>議 事</p>	<p>【開 会】</p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第200回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p>

審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。

本日は、板垣委員と鈴木委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか7名の委員は御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は、新たな任期による委員の委嘱後最初の審議会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局が会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、新たに委嘱させていただいた委員もおられますので、委員の皆様からひとことずつ御挨拶をいただけますでしょうか。

まず、第11期から引き続き就任いただきました委員の方から五十音順に御挨拶をお願いいたします。

【各委員御挨拶】

最後に、第12期から委員をお務めいただく委員から御挨拶をお願いします。

後藤委員、よろしくをお願いいたします。

【後藤委員御挨拶】

【会長の選出】

(事務局) ありがとうございます。

それでは、会長の選出を行いたいと思います。

横浜市個人情報保護審議会規則第3条第1項により、会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様いかがでしょうか。

(加島委員) 会長には前期に引き続き中村委員に務めていただきたいと思います。

いつも円滑に進行を行っていただいている中村委員がふさわしいと思います。

(事務局) ただいま、中村委員を御推薦いただきましたがいかがでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(事務局) 中村委員いかがでしょうか

(中村委員) 推薦ありがとうございます。引き続き務めさせていただきます。

(事務局) ありがとうございます。

それでは、この後の議事につきましては、会長をお願いいたします。

【会長職務代理者の指名】

(中村会長) それでは、引き続き、議事を進めたいと思います。

まず、会長の職務代理者の指名を行います。

横浜市個人情報保護審議会規則第3条第3項によりますと、会長の職務代理者は会長の指名によることとなっております。

私といたしましては、是非加島委員にお願いしたいと思いますが、加島委員、いかがでしょうか。

(加島委員) 謹んでお受けいたします。中村会長を支えて参りたいと思います。

(中村会長) ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

(中村会長) それではただいまから、審議会を開会いたします。

本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは本日はWEB会議にて開催いたします。

1 会議録の承認

(中村会長) それでは、議事に入ります。

はじめに、第199回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1)【案件1】第3期横浜市国民健康保険保健事業実施計画及び第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定のためのアンケート調査について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「第3期横浜市国民健康保険保健事業実施計画及び第4期横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画策定のためのアンケート調査について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 私も3月までデータヘルス計画に関わっていました。今回の調査は、横浜市の大変画期的な取組だと思います。ここまで大規模なアンケートはほかの自治体では記憶にありません。結果にすごく期待しています。

3ページの「2 事務全体の概要」の「(2) 調査の進め方」の下から4行目に「CDを用いたデータ伝送」とあります。データ伝送とはCDの郵送ですか。

(所管課) CDを手渡しします。

(加島委員) 「データ伝送」の文言は修正したほうがいいと思えます。CDを手渡し、受渡書によって受領の確認を行うということですね。

(所管課) はい。文言は修正します。

(加島委員) アンケート対象者の抽出を無作為抽出で行うとのことですが、4ページの「2 事務全体の概要」の「(3) 調査対象者、回答の電子データ化」の「ア 調査対象者」の(ア)から(ウ)までの3つのパターンの中からの抽出は、完全に無作為で行うのですか。

(所管課) 3つのパターンに分けた上で完全に無作為抽出です。

(加島委員) 完全にランダムということですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 最終的には横浜市立大学とレセプトデータや特定健診の結果をクロス集計するということですが、委託業者とレセプトデータのやり取りはしないということですね。

(所管課) そうです。

(加島委員) 4ページの「2 事務全体の概要」の「(6) 事務の流れ」一番下の「集

計データ及び報告書の納品」に【受託者、横浜市立大学】と並べて書いてあります。どのような連携を取るのですか。

(所管課) 受託者からは単純集計、素集計の結果だけをお願いします。横浜市立大学からはクロス集計ということで、完全に別々に作業して別々に納品してもらいます。

(加島委員) 特に連携はないということですね。

(所管課) そうです。

(加島委員) わかりました。アンケートの調査票についてですが、大変文字が小さく、見えません。実際にこの用紙の大きさのアンケートを送付するのでしょうか。

(所管課) 委託業者でレイアウトを決めて読みやすいように作り直したものを送ります。こちらはまだ校正等が終わっていなかったのが案の段階のものを資料として添付していますが、文言はほぼ変わらない形で業者に編集を依頼する予定です。

(加島委員) わかりました。ありがとうございます。

(中村会長) 今回、令和3年度の特定健診受診有無別に抽出した調査対象者リストを渡すので、審議対象となっています。受託者には、令和3年度の特定検診の受診有無の情報についてはっきりと認識できる形でデータを渡すのでしょうか。

(所管課) 受診した人の調査票と受診していない人の調査票が分かれています。そのため、業者に渡すときにリストを分け、このリストの人には受診した人用のアンケートを封入し、このリストの人には受診していない人用のアンケートを封入してください、というような形でデータを渡します。データを見ることで受託者が受診の有無について認識しますので、審議対象になっています。

(中村会長) 7ページの「事務の委託」の「(1) 調査票送付対象者データの受領」についてです。受託者に渡す情報から生年月日と性別は削除するという話でしたが、ここには生年月日、性別が記載されています。

(所管課) 失礼いたしました。生年月日と性別は削除したデータを受託者に渡します。資料については修正します。

(後藤委員) アンケートの回答者に対し、「どのような目的でアンケートを行い、どのような取扱いをするか」ということを周知する文書はありますか。

(所管課) 準備しています。

(後藤委員) 最近は特に、回答者への連絡が非常に大事になってくるので気になりました。

(所管課) アンケートを送る際に、調査の趣旨や個人情報の取扱いを記した紙1枚を同封します。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】外国人の就学状況の調査に係る対象者名簿の管理及び調査委託について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出

書を含む。)

(中村会長) 次に、案件2「外国人の就学状況の調査に係る対象者名簿の管理及び調査委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(吉田委員) アンケートは何言語ぐらいでの作成を予定していますか。アンケートの説明をする用紙も多言語で作成するのでしょうか。

(所管課) 今回、アンケートと依頼文は13言語に翻訳しています。通常は日本語でアンケートの依頼文を付けますが、今回のアンケートには2枚の依頼文を添付し、通常日本語の依頼文の裏側に同じ内容を「やさしい日本語」で記載した依頼文と、送付者の国籍に合わせて13言語に翻訳した依頼文を付ける予定です。

(中村会長) アンケートを送った後で市に問合せが来たときには、どう対応するのですか。

(所管課) 多言語での回答が難しいので、電話の場合は日本語での対応になります。メールならば日本語、英語で対応できるということを依頼文に記載しています。

(吉田委員) アンケートの対象は住民基本台帳に記載されている住民ということで、合法的に横浜市内にいる人となっていますが、昨今は不法な入国者や滞在者も横浜市内に居住していることが想定されます。そのような方に子女がいる場合はどのように対応しますか。アンケートでは、そのような人にはどのように対処しますか。

(所管課) やはり住民基本台帳をベースとしておりますので、住民登録をせず不法に滞在している人については把握のしようがないという状況です。

(吉田委員) 不法な入国、滞在をしている親がいることは子どもの責任ではありません。ステータスにかかわらず子どもには教育を受ける権利があります。横浜市としてどこまで努力できるかは分かりませんが、状況を把握する必要があると思えます。

(所管課) 基となるデータがない状況では把握のしようがないというのが正直なところです。今回のアンケートから漏れている対象者がいることは、確かに想定されます。住民基本台帳に記載がない場合、個別に申し出た人についてはもしかしたら対応できる可能性があると思えますが、現状では行政の力で何か支援するのは難しいかと思えます。

(吉田委員) 子どもは自ら申し出てきません。「データにないから何もできない」で終わる問題ではないと思えます。今回のアンケートに関しては致し方ないのだろうと思えますが、そういう視点も持って、データに挙がっていない子どもがいることを考えた上で何らかの対応をお願いします。

(所管課) 御意見として承ればよろしいでしょうか。それとも、何か発言すべきでしょうか。

(事務局) まずはそのような問題意識を持ってくださいという話ですよ。

(所管課) では、御意見として承りたいと思えます。

(事務局) できることからまずやっつけていこうという話ですね。

(吉田委員) そうです。

(所管課) 少し補足します。決して不法入国者等の子どもたちを無視していいとは思っておりません。ただ現状、住民基本台帳に載っている人でさえ、横浜市は十分に把握できていません。まずは取り組めるところから取り組み、更なる課題として出てきたことについては放っておかずに対策していくことが行政の責務であり、使命であると思います。

(中村会長) ほかになにかございますか。特にないようであれば、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

次に、案件3の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 高齢者のICT利活用支援事業

イ 災害時要電源障害児者等登録制度

ウ 要電源障害児者等災害時電源確保支援事業

(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

e ラーニングによる食品衛生講習会

(3) 生涯学習等講座の企画運營業務の委託についての報告

高齢者のICT利活用支援事業

(4) 既存の電話受付業務委託における通話録音の追加委託についての報告

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種事業の自動応答システム活用に向けた共同実証実験

(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (7件)

(6) 個人情報ファイル簿変更届出書 (3件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和4年5月20日から同年6月22日まで)

(2) 令和4年度 第三者評価委員会の活動方針について

(3) 令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告に対する措置結果の報告について

(4) 個人情報保護条例における罰則規定について

(中村会長) それでは、先に「報告事項」及び「その他」の(1)の「個人情報漏えい事案の報告」について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

<資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、

事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

続いて、「その他」の(2)の「令和4年度 第三者評価委員会の活動方針について」、加島委員長からお願いします。

(加島委員長) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、「その他」の(2)の「令和4年度 第三者評価委員会の活動方針について」を了承するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

続いて、「その他」の(3)の「令和3年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告に対する措置結果の報告について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 第三者評価委員会が行った実地調査報告に対する措置結果の報告が、業務所管課より提出されました。資料は、お手元で別冊になっているものがございます。

こちらは、審議会の部会である「第三者評価委員会」の所管事項となるため、すでに6月3日の第三者委員会にて報告をさせていただいているところですが、審議会にも報告をさせていただくものです。

なお、報告内容につきましては、配布資料により内容を御確認いただき、疑問点等があれば御連絡いただく、ということをお願いいたします。

(中村会長) それでは、委員の皆様、御確認よろしくをお願いします。

それでは次に、「4 その他」の(4)の「個人情報保護条例における罰則規定について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただ今の説明につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

審査会では正に個人情報を扱うことが多いかと思えます。審議会のほうは、個人を特定しての情報を扱うことが少ないので、罰則の適用もあまりないかと思えます。

(事務局) 審査会の場合にはインカメラ審理を行っています。インカメラ審理の過程では、当該自治体等の本当にデリケートな情報に触れることもなくはないので、あえて厳しい罰則を定めているのだという説明を、個人情報保護委員会にはしていました。

この審議会は主に制度を扱っているところなので、必然性はないのではないかと考えています。

(中村会長) 罰則はないとはいえ、守秘義務は理論的にあるので、何らかの民事上の責任を取ることになります。皆さん気をつけてください。

特になければ、この件についてはそれまでの意見を踏まえて条例案を作成することによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

2 審議事項

(3) 【案件3】個人情報漏えい事故の公表範囲について

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議。】

(中村会長) 次に、案件3「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、まずは事務局から審議の趣旨の説明をお願いします。

なお、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。

(事務局) 本市では、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第6条第4項により、個人情報の漏えい事故が起こった場合には、原則、公表するものとしています。

しかし、公表することはふさわしくない場合も考えられることから、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱第2条により、審議会の意見を聴いた上で、公表しない場合もございます。

今回、横浜市個人情報の適正な管理に関する要綱に基づく取扱いが必要と思われる事案が発生したため、審議会にお諮りします。

それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故(以下「本件漏えい事故」という。)について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明>

<所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。>

- ・大谷委員から、マニュアルの変更や制度の熟知等の対応だけでは、多件数を処理している際に同様の事務処理ミスが発生することを防げないのではないかという指摘があった。
- ・所管課から、多件数を処理する際の事務処理ミスを防ぐための対策についても、マニュアルや事務プロセスの中に明記しているとの回答があった。
- ・大谷委員から、本人確認を行う際のマニュアル上の手順が、本件漏えい事故とは別の個人情報保護上のリスク(不十分な本人確認)になり得るのではないかとの意見があった。
- ・所管課から、他の行政機関等と連携をした上で本人確認を行っているため、マニュアル上の手続ではリスクは高くないとの説明があった。
- ・三品委員から今回の事例のように事務フロー上2つ以上の事務が重なっている場合には、どちらの事務が優先される等の取決めが具体的にあったのかという質問があった。
- ・所管課から、明記はされていないが、ルールとしてそのような運用になっていたと回答があった。
- ・三品委員から、今回の件については従来の事務フローに則った手順をとった結果発生した事務処理ミスであること、再発防止策を講じている意味について確認があった。
- ・三品委員から、マニュアルの文言について読み違えが発生する可能性がある箇所の指摘があり、修正した方がよいのではないかという意見があった。

	<ul style="list-style-type: none"> ・所管課から、表現について検討するという発言があった。 ・事務局から、担当者が迷わないような表現にしたほうが良いという発言があった。 ・中村会長から、再発防止策についても重要だが、審議の対象になっているのは、非公表にするか否かという点なので、その点についても意見が欲しいとの発言があった。 ・三品委員から、被害者本人の不安の防止、更に色々な事故を防止する観点からすれば、本件についても公表による二次被害を防止するため、公表しないことに対して賛成であるという発言があった。 ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2条第1項第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の者の生活の平穏が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当であるとの意見を審議会の意見とすることを決定した。 <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っております。</p> <p>次回の日程でございますが、7月27日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第200回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第200回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和4年7月27日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和4年7月27日第201回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。